

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

大阪府中央区伏見町 4 丁目 4 番 10 号  
新伏見町ビル  
株式会社コンピュータ技研

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

令和 3 年 4 月 18 日作成

対象期間 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

東京オフィス 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-3-11 芝清水ビル

派遣労働者の数	27 人
派遣先数	7 社
派遣料金の平均額（8時間あたり）	30,759 円／8 時間
賃金の平均額（8時間あたり）	20,025 円／8 時間
教育訓練の内容	新入社員研修、IT スキル研修、PMS 教育、コンプライアンス研修、海外研修、他
その他福利厚生制度	慶弔規程、キャリアコンサル制度、改善提案永年勤続表彰、メンター制度、社外活動支援制度、ビジネス共済加入、メンタルヘルスケア
マージン率	34.9%
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項について	労使協定を締結している
労使協定の有効期間の終期	令和 4 年 3 月 31 日